

【分野別要望書】

憲法を守り、平和と民主主義を発展させるために

- 1 「非核平和都市宣言」の広報塔・垂れ幕を増やし、「核兵器廃絶」を明記すること。
- 2 憲法の理念を普及するため、憲法小冊子の発行や広報はちおうじで特集号を作成し、市民に配布すること。憲法記念日に市の記念行事を開催すること。
- 3 八王子平和展や市主催の原爆写真展について、学園都市センター・市庁舎ロビーのほか市民センターなどで巡回展示を行うこと。
- 4 原爆写真展の展示資料について、新しい資料を購入するなど拡充に努めること。さらに戦争体験文集や写真集の発行、戦争被災の記録、遺品などの収集保存に努めること。
- 5 ブックレット「八王子空襲」の普及促進を図ること。
- 6 地域別戦争遺跡として浅川地下壕の保存を行うこと。
- 7 市民の平和運動に対し、催し物の会場提供、市及び市教育委員会の後援など実施団体への援助を強めること。

地方自治を発展させ、市政運営の民主化と市民サービス向上のために

- 8 国や東京都の「行革」に伴う補助金の削減など、新たな負担増の動きに対しては、市の広報で広く市民に知らせること。
- 9 日本道路公団が民営化されたのを受け、財源対策として中央自動車道への課税を積極的に調査・検討すること。
- 10 市民部、税務部、健康福祉部などが連携して市民の相談・申請・届出などのワンストップサービスを早期に実現すること。
- 11 市の施設で洋式トイレがなく、和式トイレのみの施設があるので、ひざの痛みがある高齢者などのために洋式トイレを整備すること。とくに、事務所併設の市民集会所が2階にある場合、2階トイレの洋式化を進めること。
- 12 公共施設のトイレに荷物を掛けるフックを取り付けること。
- 13 手の不自由な方からの要望として、水道の蛇口を自動にするかまたは左右にレバーを動かせば水の出るようなものに改善すること。
- 14 車椅子、電動車椅子及びシルバーカーでも投票所に入れるようなスロープの設置など投票所のバリアフリーを引き続き推進すること。
- 15 要介護状態の高齢者や障害者の政治参加の権利を保障するために、郵便投票制度及び代理投票制度の周知に努め、手続きの申請を促進すること。
- 16 投票所で投票する際に手の不自由な方が書きやすいように投票用紙を固定できるよう、バンダーまたは文鎮を用意すること。
- 17 市の発注する建設工事等の入札については、談合の疑惑が生じないよう有効で万全な対策を講じるよう引き続き努力すること。
- 18 三多摩広域廃棄物処分組合及び同議会に対し、情報公開条例の制定を求めること。
- 19 指定管理者制度の導入にあたっては、市民サービスの低下にならないこと、労働者の雇用トラブルを発生させないこと、市の責任を明確にした運営を確保すること。特別職や市議会議員が自ら関与したり、親族関係にあるものが関与する法人・団体・企業を指定管理者としないこと。
- 20 職員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境を形成するため、安全衛生法の遵守と安全衛生委員会の機能と活動を強化するとともに、メンタルヘルスの取り組みに注意を払い、必要な施策の具体化を図ること。

市民の健康とくらしを守るために

- 21 基本健康審査の無料制度を維持し、誕生月健診となったことで受診者数が減少している理由を分析すること。また、誕生月健診では家族そろって受けられないなどの声のあがっている自営業者などに対し、誕生月にこだわらない集団健診方式の受診を認めること。
- 22 がん検診については、引き続き無料で受診できるようにすること。
- 23 乳がん検診について、マンモグラフィ検診を早期に受診できるようにすること。
- 24 失業、倒産、廃業により収入が激減した市民に対して、国保の申請減免の基準を生活保護基準の1.15倍から1.5倍へと引き上げるなど減額免除を適用できるよう制度の拡充を図ること。
- 25 生活に困窮している市民の住民税減額・免除について、周知徹底を図り、該当者にはすみやかな適用を行うこと。なお、該当しない場合には、徴収猶予、分割納付等、丁寧な対応を行うこと。
- 26 生活保護費老齢加算の段階的廃止、母子加算の廃止検討をやめるよう国に強く働きかけること。国庫負担率の削減の動きに強く反対すること。
- 27 生活保護受給者の医療券方式に代わり、必要な時にすぐに医療機関に行けるよう「医療証」制度にすること。
- 28 生活福祉課の相談員、ケースワーカーなど職員の増員をはかり、市民に親身な対応・相談を行えるようにすること。
- 29 はり・きゅう・マッサージ施術費に対する健康保険適用の範囲を拡大し、自費では3000～4000円かかる負担を軽減すること。または、一定の対象者を決め助成策を講じること。
- 30 高齢者世帯、障害者世帯、ひとり親世帯が民間や公営の賃貸住宅を新規に借りる場合に、保証人を確保で苦労する例が多くなっていることから、民間保証会社を活用して市の身元保証人制度を確立すること。また、保証料については市の助成制度を設けること。
- 31 多摩ニュータウンなどで空き家が続出している都民住宅の家賃見直しを要請し、低所得者層も入居できるようにすること。
- 32 分譲マンション管理については、まちなみ整備部住宅対策課の所管となり、マンション居住者特有の相談に応じられる窓口となっているが、市内の分譲マンションの実態調査はこれまで実施されていないので実施し、施策の具体化を行うこと。
- 33 横川住宅内の店舗は全て廃業となり、今はNPO法人等が使えるようになったものの、家賃が未だ高いため利用できるところが限られている。地域コミュニティの場として、多くの人が使えるように補助を行なうこと。

女性の願いと子どもたちのすこやかな成長のために

- 34 乳幼児医療費助成制度について、所得制限を撤廃すること。一時に就学前まで実現できなくても段階的に所得制限撤廃枠を拡充していくこと。また、子ども医療費助成制度として、対象年齢を小学生・中学生に引き上げるよう検討すること。
- 35 公立保育園の緊急改修を行い、沐浴室の整備や保育士の新規採用などゼロ歳児受け入れの条件を整え、低年齢時の待機児受け入れを進めること。
- 36 自主学童クラブの公設化・指定管理者運営とすることにあたって、事務費・行事費の水準を充実させること。自主学童クラブ運営委員会が雇用した非常勤指導員を引き続き雇用し、産休・育休を保障すること。
- 37 自主学童クラブを継続する場合に必要な補助金を保障すること。
- 38 学童保育所・自主学童クラブでの障害児の受け入れ学年を現行の4年生からさらに延長すること。
- 39 子育て支援サークルに対し、子ども家庭支援センターの施設を積極的に開放し、市民センターや公民館など有料施設の使用にあたっては、使用料減免制度を設けるか、補助事業を新設すること。

障害者のしあわせをすすめるために

- 40 障害者自立支援法案が強行されると、障害者の自己負担が激増する。市が単独事業として行っている障害者施策や助成の上乗せについては、廃止・縮小をせず、必要な充実を図ること。
- 41 障害者用リフト付自動車を増車すること。
- 42 現在、市役所の近くにしかない統合失調症者のための作業所を南大沢地区にも開設すること。
- 43 電動車イスを利用する障害者が、西武鉄道のように制限なくJRや京王線を利用できるよう働きかけること。
- 44 重度知的障害者のグループホーム(生活寮)を増設すること。
- 45 身体障害者手帳や精神保健福祉手帳取得に必要な医師の診断書料が医療機関によって違うが、実態を調査したうえで、障害者の負担軽減のため診断書料の助成制度を復活すること。
- 46 支援費制度において、ホームヘルプやガイドヘルパーを本人の希望通り、時間制限や利用目的による制限を行わないこと。
- 47 ガソリン・タクシー券について、利用できるガソリンスタンドを増やすこと。セルフスタンドでも使えるよう、関係機関に要請すること。在宅だけでなく施設利用者も使用できるようにすること。また、福祉有償運送にも利用できるようにすること。対象者を障害手帳3級・愛の手帳3度にも拡大すること。
- 48 障害者、一人暮らしの高齢者、子育て中の母親などが集まれる相談活動の場として、NPOなどと連携した喫茶店を商店街に設置すること。また、NPOや任意団体として、このような店を開業するための家賃補助など支援策を具体化すること。

高齢者のくらしと生きがいのために

- 49 高齢者世帯への配食サービスを行う市民団体・非営利法人への補助事業を創設すること。
- 50 八王子市として、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料を引き上げないこと。そのために、国として必要な財源措置をとるよう要望すること。
- 51 ホームヘルプサービスの自己負担軽減措置を、国及び東京都に要求すること。市としても何らかの措置を講じること。
- 52 特別養護老人ホームの待機者対策として、特別養護老人ホームの増設、入所市民枠の拡大をすすめること。
- 53 認知症高齢者グループホームを増設すること。
- 54 ホームヘルパー業務の拡大、ヘルパー労働条件の改善を国に要求すること。市としてホームヘルパーの労働実態も把握し、改善に必要な提言を国に対して行うこと。
- 55 生計中心者の収入減等による介護保険料の減免について条例で規定されているが、所得要件など条件を緩和し適用対象を広げること。
- 56 地域支えあい事業、在宅介護支援センター、老人保健法にもとづく事業など介護保険に移行する事業について、これまでの内容を後退させず充実させること。
- 57 エレベーターのない中高層集合住宅に住む高齢者が集積所にごみを出すことが困難なケースに対して戸別収集サービスを行うこと。
- 58 厚生労働省が発表した「医療制度構造改革試案」は、75歳以上の全高齢者から年間7万円の保険料を「年金天引き」方式で徴収することや、長期入院患者の居住費・食費の全額自己負担化、高齢者の窓口負担増、高額療養費の負担上限の引き上げなど、負担増計画が目白押しである。市民のくらしを守る立場からこの大改悪と負担増に強く反対すること。
- 59 年金課税強化によるシルバーパスの負担増が行われないよう、東京都に対し働きかけること。

地域産業の振興と労働者のために

- 60 「いきいき産業基本条例」にもとづき、多くの中小企業を含む地域産業全体の活性化を図ること。中小企業訪問を進め、既存中小企業の意見や要望を汲み上げる努力を行うこと。
- 61 東京都が計画している都立産業技術研究所の独立行政法人化について、市内で利用する企業から「試験手数料の徴収、値上げが行われたり、利用している機器や指導する職員が少なくなったりすれば、経営が厳しい中小企業には打撃になる」などの声が寄せられている。東京都に対し、都立産業技術研究所の独立行政法人化を慎重に検討し、拙速に進めないよう働きかけること。
- 62 東京都多摩中小企業振興センターを八王子市に誘致するために積極的に都に働きかけること。
- 63 商店街空き店舗対策として、異業種店舗等誘致促進事業や空店舗を活用した地域・NPOとの連携促進事業及び空店舗情報化事業などを市の事業として早期に具体化し、商店街が取り組む場合の支援策を講じること。
- 64 大型店舗立地法などまちづくり三法の見直し作業を政府が行っているが、自治体が条例を活用して主体的なまちづくりを進められるようなものにする、大型店出店への調整機能をもったものに見直すことを強く求めること。
- 65 公団・公社が管理する団地の商店街における空き店舗対策として、家賃の引き下げ、駐車場確保など必要な改善策を商店街の希望を聞きながら市として地元商店街の振興を図る立場から、必要な支援・指導を強めること。
- 66 商店がトイレを提供したり、段差解消などのバリアフリーとする場合に改造のための費用について助成制度を設けること。
- 67 公共工事の契約に当たって、不払いが起こらないように、賃金を確保する公契約条例を制定すること。建設業法第24条の3等の法令の遵守を徹底すること。
- 68 労働法が定めたルールをわかりやすく解説した小冊子『ポケット労働法』を普及するため、東京都は区市町村から要望があれば著作権を無償で提供する方針を明らかにしている。著作権の提供を受け、八王子でも積極的に増刷し普及に努めること。
- 69 雇用奨励交付金について、市内中小企業に対する制度の周知と理解を進め、オフィス賃料補助を受けている企業などにも市から働きかけ、交付実績を広げ、青年の雇用を促進すること。
- 70 獣害対策に対する支援は、被害農家の声をよく聞き喜ばれるようきめ細かいものとする。電気柵の管理などにもボランティアを活用すること。
- 71 八王子農業のPRと、販路拡大のための地産地消検討会の検討結果にもとづき、小規模農家の支援に努めること。
- 72 「夕やけ小やけふれあいの里」内に、子どもたちのためにアスレチックコーナーをはじめ、集客が図れるような施設を整備すること。
- 73 小学校給食調理業務民間委託について、現在すべて市外業者になっているが市内業者も参加できるようにすること。

環境を守り、快適ですみよいまちづくりのために

- 74 北大通りから暁橋へ抜ける道路幅が狭いうえ、相互通行のため、乳母車や車椅子の方にとって大変危険なのでこれを拡幅するか、この道路を一方通行とする交通規制を行うこと。
- 75 第八小学校周辺の道路が16号バイパスへの抜け道となって自動車の通行も増えて危険なので、八小付近の大谷町・石川町の道路を拡幅すること。
- 76 小宮町288番地の多摩大橋に抜ける一方通行道路において歩行者の安全確保のために歩道を設置すること。
- 77 大沢川河川事業について、小高橋より上流部分を早期に実現すること。グリーンタウンや川町地区から式分方小学校に通う児童の安全確保を図るため、大沢川の管理用通路を通学路として利用できるようにすること。
- 78 下恩方町の「モリアオガエルの道」の歩道整備を行うこと。
- 79 中山農免道路の拡幅・歩道整備を行うこと。
- 80 鹿島小学校の看板のある丁字交差点に横断歩道と手押し式信号機を設置すること。2年前の回答では、八王子警察署も「三方横断歩道信号で上申中」とのことだが、まだ実現していないので、実現に向け引き続き警察署への働きかけを行うこと。
- 81 都立大学の西側、長久保交差点に右折専用信号機を設置すること。この交差点西南角が雨天時に多量の水が溜まることがある。原因を調査して対策を講じること。
- 82 北野街道から北野駅南口ロータリーへ進入する交差点について、西進する車が右折しやすいように右折専用信号を設置すること。
- 83 北野町のパチンコ多摩の近くで、JR下の西側歩道を南側に出ると、一方通行の車道に入ってしまう、ガードレールのため歩道に入れなかったため、このガードレールの一部を取り除いて、歩道に入りやすく改善すること。2年前の回答で改善することだったが、まだ改善されていない。
- 84 松が谷から南大沢や八王子駅方面へ行くバス路線を整備すること。
- 85 民間バスが運行していない西部の山間地などを対象に乗り合いタクシー事業の具体化を進めること。
- 86 行楽客への対応として、土曜、日曜、祭日など陣馬高原下から高尾駅へのバス運行を行うこと。
- 87 京王堀之内駅と唐木田駅を結ぶミニバスを運行させること。市の地域循環バスの運行を検討すること。
- 88 館ヶ丘団地内のバスルートは昼間も団地内を通すこと。
- 89 可能な限り、各バス停に屋根を設置すること。甲州街道について国の協力も得てバス停に屋根を設置すること。設置費用に関する市の助成事業を設け、整備促進を図ること。
- 90 町田街道と甲州街道の交差点における交通渋滞解決を今後もさらに強く都に働きかけること。
- 91 JR北八王子駅前道路の一方通行の標識や進入禁止の標識がわかりづらいので標識を大きく見やすいものに改善すること。
- 92 高尾駅南口の階段にエスカレーターを設置するなどバリアフリー対策を行うこと。
- 93 JR八高線について、市北部の重要な交通機関であることから、引き続き、鉄道事業者に運行本数の増加、接続の利便性向上を要請すること。
- 94 中断している金刀比羅山周辺都市計画公園化をすすめること。

- 95 堀之内寺沢地区を里山保全地区に指定するよう都に働きかけること。
- 96 16号バイパスの自動車による大気汚染、騒音、振動について監視と対策を強化すること。
- 97 米軍航空機の騒音をなくしていくためにも、「推移を見守る」というだけでなく、航空機騒音被害住民の運動を積極的に支援すること。航空機騒音についてその解決のために、市として米軍、政府など関係者に引き続き要望を上げるなど対策を行うこと。国の防音工事補助対象地域の見直しは、騒音被害を小さく見せようとするものであり、その撤回を求めること。
- 98 米軍機騒音による防音工事については、対象外の築年次家屋についても実施させること。
- 99 米軍横田基地航空機騒音の定点・常時観測を実施すること。また、東京都に実施させること。
- 100 中野上町5丁目など河川道路部分を利用した下水道整備について早期に実施すること。
- 101 川口町内の浅川河川道路未舗装部分の整備を行うこと。
- 102 都営石川町住宅に隣接する石川あさくらの公園にトイレを設置すること。
- 103 館ヶ丘団地内の館中学校前の横断歩道の歩行者安全対策を行うこと。
- 104 石川町・鶴見橋から谷地川までの旧谷地川跡地を公園や緑地として残すこと。
- 105 台町五差路交差点に歩車分離式信号を早期に実現すること。
- 106 丸山町住宅街は、16号バイパスの抜け道となっているため、車両通行量が多く危険な状態が続いている。住民の安全のために対策を講じること。
- 107 上野町公園のブランコとすべり台の下がえぐれていて、水溜りになってしまうので土を入れるなど対策を講じること。
- 108 台町1丁目では、既存バス路線のバス停まで遠く坂道の上下りが必要で不便なので、かつての富士森循環のような路線をつくつか、はちバスの新路線を設けること。
- 109 台町市民センター利用者のアクセスを向上させるために、富士森公園通りを走るバス路線の新設を行うこと。
- 110 都道160号線の野猿峠の交差点では、坂道であり、交差点周辺お樹木が繁茂して日中でも暗いこと、道路が曲がっているために見通しが悪く、北野方面から大学セミナーハウスの方向に右折する車と歩行者自転車との事故が多発していることから、歩車分離式信号化など安全対策を行なうこと。
- 111 上壱部方交差点すいすいプランについて、都と具体的協議を行い予算化すること。
- 112 力石・北浅川右岸の土砂崩れを防ぐため、防災の視点から巨木を切るなど治山対策をすすめること。
- 113 モノレール松が谷駅前に郵便ポストを設置するよう郵便局に要請すること。
- 114 バス停「堰場」及び「大塚橋」に屋根とベンチを設置すること。
- 115 米軍横田基地及び由木通信基地の撤去を国及びアメリカ合衆国に要求すること。
- 116 堀之内第1ないし第3トンネル及び小山内裏トンネル内を走行する自動車でも、松が谷トンネルと同様にAMラジオが聞けるようにすること。
- 117 高尾駅北口の山ゆり庵の修繕を行なうこと。
- 118 陵南中学校への中央線跨線橋の修繕を行なうこと。

- 119 都営長房団地の建替えについて、南団地、北団地や中央公園の建設など、当初の計画通り行い、第2団地の跡地利用計画を明確にするよう東京都に要請すること。
- 120 都営長房団地の中央通りの整備は、西側に歩道3.5mを確保し、早期に行なうよう東京都に強く働きかけること。
- 121 都営長房団地から高尾駅、医療センター行きのバス路線を新設すること。
- 122 多摩大橋の新設橋の建設については、既存の多摩大橋を含めて、上流側と下流側にガードレールのついた十分な幅のある歩道を設置すること。
- 123 あったかホール前の京王バス停に、ベンチと屋根を設置すること。あったかホール内で待ち、時刻表を見てできればよいという対応ではなく、自動車学校の協力も得るなど敷地の確保に努力して、歩行者の安全とバスを待つ市民の快適性を両立させること。
- 124 ユーロードなど商店街歩道の敷石が薄いのですぐに割れ、補修費用もかさむので、年次計画をたて厚い敷石に取り替えていくこと。
- 125 横川町545番地アルプス北側、陣馬街道へ抜ける道について、拡幅の計画があるが、雨水の排水施設がないので、早急に拡幅計画を予算化し、浸水被害も解決すること。
- 126 元八3丁目の城山城址まで運行するバス路線を、マイクロバスでもよいので新設すること。
- 127 松枝住宅（諏訪町）7号棟西側の道から対岸の川口町の東京新生病院東側の道（いな街道）に通じるように、北浅川に橋をかけること。
- 128 秋川街道・バス停西中野2丁目～中野において、車両交通量が多いのに道路幅が狭く、自転車が車道を走ることになるなど危険性が高いので、日本機械工業株式会社前の水路を活用して道幅の拡幅を行うこと。
- 129 みなみ野駅前交差点に歩車分離式信号機を設置すること。
- 130 八王子駅北口入り口交差点（甲州街道）に歩車分離式信号を設置すること。
- 131 子安町かえで通りの歩道は、側溝のところに段差があって歩行者・自転車にとって危険なので改修すること。また、歩行空間の確保のために、電柱なども移設すること。
- 132 横川町住宅では、団地の北側を通る中央自動車道の騒音に悩まされているので、関係機関に対策を講じるよう働きかけること。
- 133 横川住宅東側、南浅川の西側河川敷にトラックが20台も止めてあるが、違法なので撤去させること。
- 134 横川町住宅の給水塔南側の交差点は信号がなく、道路に一時停止線があるだけである。点滅信号機のほうが効果があると思われるので設置すること。
- 135 千人町2丁目・馬場横丁の側溝の整備は、以前に行なったものでは未だ整備とは言えず、さらに徹底すること。
- 136 西八王子駅に車いすで利用できる券売機を整備すること。
- 137 打越町・旭が丘団地にもはちバスを走らせること。
- 138 子安市営住宅建設まで、草刈を行い、広場として市民に開放すること。

- 139 明神町五差路から、あったかホールへの歩道に点字ブロックを設置をすること。
- 140 子安一丁目48～47付近における中央線の電車の騒音対策を行なうこと。
- 141 片倉町・時田公園は日陰がないので、砂場が日陰になるようにすること。
- 142 みなみ野において、兵衛川沿いの一方通行の道は、橋の幅のほうが広いため、橋があるたびに一時停止となっている。兵衛川を中央分離帯とみなし、優先道路の位置づけを変更し、一時停止は橋をわたる側が守られるようにすること。
- 143 デポジット制度を早期に法制化するよう国に働きかけること。
- 144 市内各清掃工場のダイオキシン調査の結果をひきつづきホームページで公開するだけでなく広報でも公表すること。
- 145 昭島市の旧清掃工場に起因する丸山町付近のダイオキシン汚染については、住民に対して昭島市とともにその対応について責任を果たすべく協議すること。また、丸山町付近の住民の希望者について健康診断を実施すること。

市民生活の安全のために

- 146 小中学校の耐震補強の未実施校について、できる限り多くの対象校の耐震化を計画的にかつすみやかに実施すること。必要な財源について、国および東京都に対する要望を行うこと。
- 147 非常口・非常階段・防火扉など学校施設の安全点検には、万全を期し、消防設備の保守点検・修繕等を適確に実施すること。
- 148 体育館の耐震補強工事を早期に実施すること。必要な財源について国庫補助の要請を行うこと。
- 149 木造住宅耐震診断補助について、平成16年度実施の43件のうち36件が倒壊する可能性が高いと診断されている。対象となりうる木造住宅について、簡易耐震診断の適用をはじめ、耐震診断の受診促進を図り、耐震補強工事費に対する助成制度を設けること。
- 150 溢水対策を抜本的に強化するため整備指針をつくること。
- 151 東京都が南大沢に建設を予定している新しい警察署で自動車運転免許証の書き換えができるよう、東京都に対し働きかけること。
- 152 消費者センターを、条例に定める施設として人員を増やし、相談窓口の拡大、PR・業務内容の拡充をはかり、市民サービスの向上にさらに努めること。
- 153 振り込め詐欺や住宅リフォーム詐欺への防止策や被害にあわない方法など引き続き啓発活動を強めること。
- 154 食の安全を確保するために、食品添加物、遺伝子組み換え食品などの的確な表示の義務付けと厳格な基準を確立するよう国に働きかけること。

小中学校の教育の充実のために

- 155 移動教室や修学旅行などの宿泊行事には、養護教員の参加・不参加や疾患等のある児童・生徒が当該行事に参加するか否かにかかわらず、児童・生徒の健康と安全確保のために、要望のある学校には看護師を派遣すること。
- 156 夏の暑さ対策について、東西に長い校舎や図書室・特別教室など要望の強いところからクーラーを設置すること。国の補助制度を活用し、普通教室への設置を積極的に検討すること。
- 157 スプリンクラーの設置をはじめとした小中学校のグラウンドの砂塵対策を進めること。
- 158 小中学校で日の丸・君が代の強制を行わないこと。入学式・卒業式など式典の際に、日の丸の掲出と君が代の斉唱を義務づける通達は撤回すること。
- 159 指導上困難な学級に対して配置されている指導補助やアシスタントティーチャーなどを拡充・補強すること。
- 160 いじめや、不登校について「心の教室」、適応指導教室での個別対応の充実を図ること。スクールカウンセラーの勤務日数の拡大、メンタルサポーターの増配置や勤務時間の拡大に努めること。
- 161 教科書採択手続きを改善し、現場の教員の意見を正しく反映できるようにすること。「どの教科書も良い点・悪い点を報告する」というようなものではなく、現場の教員が使いたい教科書をしほりこんで推薦できる仕組みに変えること。

社会教育、生涯学習、文化、スポーツの自主的・民主的発展のために

- 162 人口規模の多いみなみ野地区や中心市街地の市役所周辺地区、別所地区などにコミュニティセンター設置の検討を始めること。
- 163 南大沢公民館・市民センター、クリエイトホール、いちようホール、学園都市センターなど有料駐車場を使用することになる文化関連施設について、駐車料金の割引制度を確立・拡充し、申し込み手続き時の駐車料金について無料にすること。
- 164 ストリートバスケットやスケートボード、ローラースケートなど青年を中心に愛好家の増えているスポーツを気軽に楽しむことのできるような施設をつくること。
- 165 上柚木公園内に東部地域体育館(温水プール)の建設計画を財政状況も鑑みながら具体化への努力をすすめること。
- 166 上柚木陸上競技場のすぐ近くにある上柚木公園内の金属製のアスレチックジム器具風の遊具の周辺では芝生がはがれ、雨天後のぬかるみが激しいので改善すること。
- 167 相模原市との間で行われている他市との図書館相互利用について、多摩市や日野市など近隣市と間でさらに拡大すること。
- 168 市民センターにある地区図書室の蔵書数をさらに充実させ、受付職員やボランティアに対する司書研修を実施すること。
- 169 北野市民センター図書室については、図書館分館化を早期に実現すること。
- 170 学園都市として大学の協力を得て、市民が大学の図書館を利用できるよう積極的働きかけ、利用可能な大学について市民への周知を行うこと。
- 171 市民センター運営に指定管理者制度が導入されるが、市民の活動として全館貸切で使用するような大きなイベントについて、現在「特別申請」制度で6ヶ月前から予約ができることになっている。こうした制度を市の行事や住民協議会に参加する団体に限定するということのないようにすること。
- 172 クリエイトホール展示室に、陶芸作品などの展示をする場合に、展示用の布を備品として整備すること。